

○内閣府令第 号

情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための社債、株式等の振替に関する法律等の一部を改正する法律（令和五年法律第八十号）の一部の施行に伴い、及び公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）の規定に基づき、公認会計士法施行規則及び公認会計士法の規定による課徴金に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和七年 月 日

内閣総理大臣 石破 茂

公認会計士法施行規則及び公認会計士法の規定による課徴金に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令

（公認会計士法施行規則の一部改正）

第一条 公認会計士法施行規則（平成十九年内閣府令第八十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるそ

の標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあつては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	目次 第一章 公認会計士（第一条―第十七条） 第二章 監査法人（第十八条―第五十九条） 第三章 有限責任監査法人の登録に関する特則（第六十条―第八十二条） 第四章 上場会社等に係る財務書類の監査又は証明に関する特則（第八十三条―第九十六条） 附則
改正前	目次 第一章 総則（第一条） 第二章 公認会計士（第二条―第十七条） 第三章 監査法人（第十八条―第五十九条） 第四章 有限責任監査法人の登録に関する特則（第六十条―第八十二条） 第五章 上場会社等に係る財務書類の監査又は証明に関する特則（第八十三条―第九十六条） 附則

「章を削る。」

第一章 総則

（電磁的記録）

第一条 公認会計士法（以下「法」という。）第一条の三第一項に規定する内閣府令で定めるものは、電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。第十二条の二第二項第二号及び第二十四条の二第二項第二号において同じ。）をもつて調製するファイルに情報を記録したものである。

2 前項のファイルに記録された情報については、作成者の署名又は記名押印に代わる措置として、作成者による電子署名（電子署

第一章 「略」

（特別の事情を有する債権又は債務）

第一条 公認会計士法施行令（以下「令」という。）第七条第一項第四号及び第十五条第一号に規定する内閣府令で定める特別の事情を有する債権又は債務は、第一号から第十二号までに掲げるものに係る債権（第十一号及び第十二号にあつては、当該各号に掲げる契約に基づく債権）又は第十三号から第十八号までに掲げるものに係る債務（第十七号にあつては、同号に掲げる契約に基づく債務）とする。

「一〇十二 略」

十三 自己の居住の用に供する住宅又は自己の業務の用に供する事務所の建築又は購入の費用（土地の所有権又は借地権の取得及び土地の造成に係る費用を含む。）の全部又は一部に充てるための金銭の借入れ（被監査会社等（令第七条第一項第一号に規定する被監査会社等をいう。以下同じ。）に係る監査証明業務（公認会計士法（以下「法」という。）第二条第一項の業務をいう。以下同じ。）を行う前にした借入れに限る。）であつて、当該住宅若しくは事務所又はこれらに係る土地に設定されている抵当権によって担保されているもの

「十四〇十八 略」

名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二二号）第二条第一項に規定する電子署名をいう。第二十四条の二第三項第二号において同じ。）が行われているものでなければならない。

第二章 「同上」

（特別の事情を有する債権又は債務）

第二条 「同上」

「一〇十二 同上」

十三 自己の居住の用に供する住宅又は自己の業務の用に供する事務所の建築又は購入の費用（土地の所有権又は借地権の取得及び土地の造成に係る費用を含む。）の全部又は一部に充てるための金銭の借入れ（被監査会社等（令第七条第一項第一号に規定する被監査会社等をいう。以下同じ。）に係る監査証明業務（法第二条第一項の業務をいう。以下同じ。）を行う前にした借入れに限る。）であつて、当該住宅若しくは事務所又はこれらに係る土地に設定されている抵当権によって担保されているもの

「十四〇十八 同上」

(関係会社等) <u>第二条</u> 令第七条第二項第一号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる会社等（同号に規定する会社等をいう。以下同じ。）とする。 一 被監査会社等の子会社等（令第七条第三項に規定する子会社等をいう。以下この条及び<u>第四条</u>において同じ。） 二 「略」 〔2・3 略〕 4 令第七条第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる会社等とする。 一 「略」 二 被監査会社等が他の会社等の関連会社等（第二項に規定する関連会社等をいう。<u>第四条</u>において同じ。）である場合における当該の会社等	(関係会社等) <u>第三条</u> 「同上」 一 被監査会社等の子会社等（令第七条第三項に規定する子会社等をいう。以下この条及び<u>第五条</u>において同じ。） 二 「同上」 〔2・3 同上〕 4 「同上」 一 「同上」 二 被監査会社等が他の会社等の関連会社等（第二項に規定する関連会社等をいう。<u>第五条</u>において同じ。）である場合における当該の会社等
<u>第三条</u>、<u>第十一条</u> 「略」 (情報通信の技術を利用する方法) <u>第十二条</u> 「略」 2 法第二十五条第三項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる方法とする。 一 「略」 二 電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他の知覚に	<u>第四条</u>、<u>第十二条</u> 「同上」 (情報通信の技術を利用する方法) <u>第十二条</u>の二 「同上」 2 「同上」 一 「同上」 二 電磁的記録媒体をもって調製するファイルに情報を記録した

よつては認識することができない方式で作られる記録であつて電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。第二十四条の二第二項第二号において同じ。）をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

〔3〕5 略

第二章 〔略〕

（情報通信の技術を利用する承諾等）

第二十一条の二 〔略〕

2 前項の規定により示すべき電磁的方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

一 第十二条第二項各号に掲げる方法のうち無限責任監査法人が使用するもの

二 〔略〕

3 〔略〕

（監査証明の業務の執行に係る情報通信の技術を利用する方法）

第二十四条の二 〔略〕

2 〔略〕

3 前項各号に掲げる措置は、次に掲げる基準に適合するものでなければならぬ。

一 〔略〕

二 ファイルに記録された事項について、当該証明に係る業務を執行した社員による電子署名（電子署名及び認証業務に関する

ものを交付する方法

〔3〕5 同上

第三章 〔同上〕

（情報通信の技術を利用する承諾等）

第二十一条の二 〔同上〕

2 〔同上〕

一 第十二条の二第二項各号に掲げる方法のうち無限責任監査法人が使用するもの

二 〔同上〕

3 〔同上〕

（監査証明の業務の執行に係る情報通信の技術を利用する方法）

第二十四条の二 〔同上〕

2 〔同上〕

3 〔同上〕

一 〔同上〕

二 ファイルに記録された事項について、当該証明に係る業務を執行した社員による電子署名が行われているものであること。

法律（平成十二年法律第百二号）第二条第一項に規定する電子署名をいう。第六十九条第一項において同じ。）が行われているものであること。

〔4・5 略〕

第三章 〔略〕

（監査報告書の記載事項）

第六十九条 前条の監査報告書には、次に掲げる事項を簡潔明瞭に記載し、かつ、公認会計士又は監査法人の代表者が作成の年月日を付して署名しなければならない（法第三十四条の三十二第二項の規定により当該監査報告書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を添付する場合にあっては、電子署名を行わなければならない。以下この条において同じ。）。この場合において、当該監査報告書が監査法人の作成するものであるときは、当該監査法人の代表者のほか、当該監査証明に係る業務を執行した社員（以下「業務執行社員」という。）が、署名しなければならない。ただし、指定証明（法第三十四条の十の四第二項に規定する指定証明をいう。）又は特定証明（法第三十四条の十の五第二項に規定する特定証明をいう。）であるときは、当該指定証明に係る指定社員（法第三十四条の十の四第二項に規定する指定社員をいう。）又は当該特定証明に係る指定有限責任社員（法第三十四条の十の五第二項に規定する指定有限責任社員をいう。）である業務執行社員が作成の年月日を付して署名しなければならない。

〔一〇八 略〕

〔4・5 同上〕

第四章 〔同上〕

（監査報告書の記載事項）

第六十九条 前条の監査報告書には、次に掲げる事項を簡潔明瞭に記載し、かつ、公認会計士又は監査法人の代表者が作成の年月日を付して署名しなければならない。この場合において、当該監査報告書が監査法人の作成するものであるときは、当該監査法人の代表者のほか、当該監査証明に係る業務を執行した社員（以下「業務執行社員」という。）が、署名しなければならない。ただし、指定証明（法第三十四条の十の四第二項に規定する指定証明をいう。）又は特定証明（法第三十四条の十の五第二項に規定する特定証明をいう。）であるときは、当該指定証明に係る指定社員（法第三十四条の十の四第二項に規定する指定社員をいう。）又は当該特定証明に係る指定有限責任社員（法第三十四条の十の五第二項に規定する指定有限責任社員をいう。）である業務執行社員が作成の年月日を付して署名しなければならない。

〔一〇八 同上〕

[2～8 監]

録 監 [監]

別紙様式第1号 (第8条第2項関係) [略]

別紙様式第2号 (第38条第2項関係)

(日本産業規格 A 4)

第 期 年 月 日から 業務報告書
日 月 日まで

財務 (支) 局長 殿

年 月 日提出

監査法人名

所 在 地

代 表 者

[一. ～四. 略]

五. その他

(記載上の注意)

一. 業務の概況

[1. ・2. 略]

3. 審査の状況

a. 審査 (第8条第3項第2号に規定する審査をいう。以下同じ。) を目的とする機関について、各項目毎に内容を記載すること。

[b. ・c. 略]

[4. ～8. 略]

[2～8 監]

録 監 [監]

別紙様式第1号 (第9条第2項関係) [同左]

別紙様式第2号 (第38条第2項関係)

(日本産業規格 A 4)

第 期 年 月 日から 業務報告書
日 月 日まで

財務 (支) 局長 殿

年 月 日提出

監査法人名

所 在 地

代 表 者

[一. ～四. 同左]

五. その他

(記載上の注意)

一. [同左]

[1. ・2. 同左]

3. [同左]

a. 審査 (第9条第3項第2号に規定する審査をいう。以下同じ。) を目的とする機関について、各項目毎に内容を記載すること。

[b. ・c. 同左]

[4. ～8. 同左]

【二．・三．略】 四．被監査会社等の内訳 a． 【略】 b．「大会社等」と「その他の会社等」に区分して記載すること。 なお、令第8条の規定により負債の金額の合計額が1,000億円以上となることにより大会社等に該当することとなった被監査会社等及び令第9条第1号ロの規定により負債の金額の合計額が200億円以上となることにより大会社等に該当することとなった被監査会社等については、備考欄に当該負債の金額の合計額を記載すること。 基準売上高（令第9条第1号イの規定により最終事業年度に係る損益計算書による売上高（これに準ずるものとして第6条に規定するものを含む。以下同じ。）の額若しくは直近3年間に終了した各事業年度に係る損益計算書による売上高の額の合計額を3で除して得た額のうちいずれか大きい方の額をいう。）が10億円未満であることにより大会社等に該当しないこととなった被監査会社等については、「その他の会社等」の備考欄に当該基準売上高を記載すること。 【c．～i．略】 五． 【略】	【二．・三．同左】 四． 【同左】 a． 【同左】 b．「大会社等」と「その他の会社等」に区分して記載すること。 なお、令第8条の規定により負債の金額の合計額が1,000億円以上となることにより大会社等に該当することとなった被監査会社等及び令第9条第1号ロの規定により負債の金額の合計額が200億円以上となることにより大会社等に該当することとなった被監査会社等については、備考欄に当該負債の金額の合計額を記載すること。 基準売上高（令第9条第1号イの規定により最終事業年度に係る損益計算書による売上高（これに準ずるものとして第7条に規定するものを含む。以下同じ。）の額若しくは直近3年間に終了した各事業年度に係る損益計算書による売上高の額の合計額を3で除して得た額のうちいずれか大きい方の額をいう。）が10億円未満であることにより大会社等に該当しないこととなった被監査会社等については、「その他の会社等」の備考欄に当該基準売上高を記載すること。 【c．～i．同左】 五． 【同左】
備考	表中の「」の記載は任意である。

（公認会計士法の規定による課徴金に関する内閣府令の一部改正）

第二条 公認会計士法の規定による課徴金に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第八十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を加える。

改正後	目次 第一章 「略」 第二章 審判手続 「第一節・第二節 略」 第三節 審判手続における主張等及びその準備（第十九条―第三十一条の二） 「第四節―第六節 略」 附則 （審判手続開始の決定） 第十五条 法第三十四条の四十第一項の規定による審判手続開始の決定は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「審判手続開始決定書」という。）により行うものとする。 「一―四 略」 五 最初の審判手続の期日及び場所 2 審判手続開始決定書の謄本を送達する場合には、次に掲げる事項を記載した通知書を添付するものとする。 一 被審人又はその代理人が審判手続の期日に出頭すべき旨 二 「略」 （最初の審判手続の期日の変更等）
改正前	目次 第一章 「同上」 第二章 「同上」 「第一節・第二節 同上」 第三節 審判における主張等及びその準備（第十九条―第三十一条） 「第四節―第六節 同上」 附則 （審判手続開始の決定） 第十五条 「同上」 「一―四 同上」 五 第一回の審判の期日及び場所 2 「同上」 一 被審人又はその代理人が審判の期日に出頭すべき旨 二 「同上」 （第一回の審判の期日の変更等）

第十六条 審判官は、正当な理由があると認めた場合には、申立てにより又は職権で、最初の審判手続の期日若しくは場所を変更し、又は答弁書を提出すべき期限を延長することができる。

第三節 審判手続における主張等及びその準備

(審判廷)

第十九条 審判手続の期日は、金融庁の審判廷で行う。ただし、審判官は、必要があると認めるときは、審判手続の期日に適当な場所を審判廷に定めることができる。

(映像と音声の送受信による通話の方法による審判手続)

第十九条の二 法第三十四条の四十二の二第一項に規定する方法によつて審判手続を行うときは、審判官は、次に掲げる事項を確認しなければならない。

一 通話者

二 通話者の所在する場所の状況が当該方法によつて審判手続を行うために適切なものであること。

2 審判官は、法第三十四条の四十二の二第一項に規定する方法によつて審判手続を行う場合において、相当と認めるときは、指定職員の意見を聴いて、審判官、指定職員並びに被審人及びその代理人が映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法によつて、審判手続を行うことが

第十六条 審判官は、正当な理由があると認めた場合には、申立てにより又は職権で、第一回の審判の期日若しくは場所を変更し、又は答弁書を提出すべき期限を延長することができる。

第三節 審判における主張等及びその準備

(審判廷)

第十九条 審判は、金融庁の審判廷で行う。ただし、審判官は、必要があると認めるときは、審判に適当な場所を審判廷に定めることができる。

「条を加える。」

できる。

(非公開の申出)

第二十条 審判手続の期日の非公開の申出は、非公開とすべき範囲、理由及び期間を明らかにして行わなければならない。

2 審判官は、審判手続の期日を非公開とするときは、その旨及び理由を述べなければならない。

(審判手続の期日の指定及び変更並びに期日の呼出し)

第二十一条 第二回以後の審判手続の期日は、審判長が指定する。

2 前項の審判手続の期日は、やむを得ない事由がある場合でなければ、変更することができない。

3 第一項の審判手続の期日の呼出しは、呼出状の送達、当該事件について出頭した者に対する期日の告知その他相当と認める方法によってする。

(審判手続の指揮及び秩序維持)

第二十二条 審判手続は、審判長が指揮する。

2 [略]

3 審判長は、審判手続の期日における秩序を維持するために必要な事項を命じ、又は処置をとることができる。

(釈明権等)

(非公開の申出)

第二十条 審判の非公開の申出は、非公開とすべき範囲、理由及び期間を明らかにして行わなければならない。

2 審判官は、審判を非公開とするときは、その旨及び理由を述べなければならない。

(審判の期日の指定及び変更並びに期日の呼出し)

第二十一条 第二回以後の審判の期日は、審判長が指定する。

2 前項の審判の期日は、やむを得ない事由がある場合でなければ、変更することができない。

3 第一項の審判の期日の呼出しは、呼出状の送達、当該事件について出頭した者に対する期日の告知その他相当と認める方法によってする。

(審判の指揮及び秩序維持)

第二十二条 審判は、審判長が指揮する。

2 [同上]

3 審判長は、審判廷の秩序を維持するために必要な事項を命じ、又は処置をとることができる。

(釈明権等)

第二十三条 審判長は、審判手続の期日又は期日外において、事件関係を明瞭にするため、事実上及び法律上の事項に関し、指定職員又は被審人若しくはその代理人に対して問いを発し、又は必要な行為を求めることができる。

2 「略」

3 指定職員又は被審人若しくはその代理人は、審判手続の期日又は期日外において、審判長に対して必要な発問を求めることができる。

4 審判長又は審判長以外の審判官が、審判手続の期日外において、主張又は立証に重要な変更を生じ得る事項について第一項又は第二項の規定による処置をしたときは、その内容を相手方に通知しなければならない。

(指定職員の主張変更)

第二十四条の二 法第三十四条の四十三第四項に規定する内閣府令で定める範囲は、事件の同一性を失わせることとならない範囲とする。

2 法第三十四条の四十三第四項の規定による主張は、同項に規定する変更（以下この条において単に「変更」という。）により著しく審判手続を遅滞させることとなるときは、することができない。

3 審判官は、変更により被審人の防御に実質的な不利益を生ずることとならないよう配慮しなければならない。

第二十三条 審判長は、審判の期日又は期日外において、事件関係を明瞭にするため、事実上及び法律上の事項に関し、指定職員又は被審人若しくはその代理人に対して問いを発し、又は必要な行為を求めることができる。

2 「同上」

3 指定職員又は被審人若しくはその代理人は、審判の期日又は期日外において、審判長に対して必要な発問を求めることができる。

4 審判長又は審判長以外の審判官が、審判の期日外において、主張又は立証に重要な変更を生じ得る事項について第一項又は第二項の規定による処置をしたときは、その内容を相手方に通知しなければならない。

「条を加える。」

4 審判官は、変更を許さないときは、審判手続の期日において、その旨及びその理由を明らかにしなければならない。

(主張の提出又は証拠の申出の時期)

第二十五条 主張の提出又は証拠の申出は、審判手続の進行状況に応じ適切な時期に行わなければならない。

(審判手続調書の形式的記載事項)

第二十六条 審判手続の事務を行う職員は、審判手続の期日ごとに調書を作成しなければならない。調書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

「一〇四 略」

五 審判手続の期日及び場所

六 審判手続の期日を公開したこと又は公開しなかったときはその旨及びその理由

七 法第三十四条の四十二の二第一項に規定する方法により審判手続を行ったときは、その旨及び第十九条の二第一項第二号に掲げる事項

2 「略」

(審判手続調書の実質的記載事項)

第二十七条 審判手続の調書には、主張、証拠の申出及び証拠調べの要領を記載し、特に、次に掲げる事項を明確にしなければならない

(主張の提出又は証拠の申出の時期)
第二十五条 主張の提出又は証拠の申出は、審判の進行状況に応じ適切な時期に行わなければならない。

(審判調書の形式的記載事項)

第二十六条 審判手続の事務を行う職員は、審判の期日ごとに調書を作成しなければならない。調書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

「一〇四 同上」

五 審判の日時及び場所

六 審判を公開したこと又は公開しなかったときはその旨及びその理由

「号を加える。」

2 「同上」

(審判調書の実質的記載事項)

第二十七条 審判の調書には、主張、証拠の申出及び証拠調べの要領を記載し、特に、次に掲げる事項を明確にしなければならない

ない。

「一〇四 略」

(調書への引用)

第二十八条 審判手続の調書には、書面、写真その他審判官が適当と認めるものを引用し、事件記録に添付して調書の一部とすることができる。

(準備手続)

第三十一条 略

2 略

3 第二十一条の規定は準備手続の期日について、第二十二条から第二十八条までの規定は準備手続について、それぞれ準用する。

4 審判官は、最初の審判手続の期日前に、被審人又はその代理人の申立てにより、当該被審人又はその代理人に第十五条第一項第二号及び第四号に掲げる事項を証する資料の全部又は一部の閲覧又は謄写をさせることを指定職員に求めることができる。ただし、第三者の利益を害するおそれがあるときその他正当な理由があるときは、この限りでない。

(映像と音声の送受信による通話の方法による準備手続)

第三十一条の二 審判官は、相当と認めるときは、指定職員又は被

。

「一〇四 同上」

(調書への引用)

第二十八条 審判の調書には、書面、写真その他審判官が適当と認めるものを引用し、事件記録に添付して調書の一部とすることができる。

(準備手続)

第三十一条 同上

2 同上

3 第二十一条の規定は準備手続の期日について、第二十二条第一項及び第二項並びに第二十三条から第二十八条までの規定は準備手続について、それぞれ準用する。

4 審判官は、第一回の審判の期日前に、被審人又はその代理人の申立てにより、当該被審人又はその代理人に第十五条第一項第二号及び第四号に掲げる事項を証する資料の全部又は一部の閲覧又は謄写をさせることを指定職員に求めることができる。ただし、第三者の利益を害するおそれがあるときその他正当な理由があるときは、この限りでない。

「条を加える。」

審人若しくはその代理人の意見を聴いて、審判官、指定職員並びに被審人及びその代理人が映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によって、準備手続を行うことができる。 2 第十九条の二第一項の規定は、前項の準備手続について準用する。 (審判手続の終結) 第六十一条 「略」 2 審判官は、被審人が審判手続の期日に出頭せず、又は主張若しくは証拠の申出をしないで退席した場合において、審理の現状並びに指定職員及び被審人の審判手続追行の状況を考慮して相当と認めるときは、審判手続を終結することができる。 3 審判官は、被審人が連続して二回、審判手続の期日に出頭せず、又は主張若しくは証拠の申出をしないで退席したときは、審判手続を終結する。ただし、審判官が相当と認める場合は、この限りでない。	(審判手続の終結) 第六十一条 「同上」 2 審判官は、被審人が審判の期日に出頭せず、又は主張若しくは証拠の申出をしないで退席した場合において、審理の現状並びに指定職員及び被審人の審判手続追行の状況を考慮して相当と認めるときは、審判手続を終結することができる。 3 審判官は、被審人が連続して二回、審判の期日に出頭せず、又は主張若しくは証拠の申出をしないで退席したときは、審判手続を終結する。ただし、審判官が相当と認める場合は、この限りでない。
備考 表中の「」の記載は注記である。	

附 則

（施行期日）

第一条 この府令は、情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための社債、株式等の振替に関する法律等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和七年四月一日）から施行する。

（公認会計士法第二十八条に規定する研修に関する内閣府令の一部改正）

第二条 公認会計士法第二十八条に規定する研修に関する内閣府令（平成十六年内閣府令第十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	(研修の免除) 第二条 公認会計士は、一事業年度を通じて、次に掲げる事由のいずれかにより公認会計士としての業務を行わない場合、又は行わないと見込まれる場合には、日本公認会計士協会会長（以下「会長」という。）に対し、当該事業年度の研修の免除を申請することができる。 〔一〕三 略 四 監査法人又は監査法人が実質的に支配しているものとして公認会計士法施行規則（平成十九年内閣府令第八十一号）<u>第四条</u>に規定する関係を有する法人その他の団体以外の団体に常時勤務すること。 〔五・六 略〕 〔2〕6 略
改正前	(研修の免除) 第二条 〔同上〕 〔一〕三 同上 四 監査法人又は監査法人が実質的に支配しているものとして公認会計士法施行規則（平成十九年内閣府令第八十一号）<u>第五条</u>に規定する関係を有する法人その他の団体以外の団体に常時勤務すること。 〔五・六 同上〕 〔2〕6 同上

備考 表中の「」の記載は注記である。